

社会保険事業状況（平成19年9月現在）

I. 医療保険

1. 総括

(1) 適用状況

平成19年9月末現在の被保険者数は、政管健保（法第3条第2項被保険者を除く。以下同じ。）1,990万8千人、法第3条第2項被保険者1万2千人、船員保険6万5千人である。前年同月と比べてみると政管健保は35万8千人（対前年同月比1.8%増）、法第3条第2項被保険者は2千人（同15.4%減）、船員保険は1千人（同1.9%減）それぞれ増減している。被保険者数の月別推移は図I-1、図I-2、図I-3のとおりである。政管健保は、平成10年3月より減少していたが、平成16年3月以降は増加傾向にある。法第3条第2項被保険者及び船員保険は減少が続いている。

また、平成19年9月末現在の政管健保適用の事業所数は157万（対前年同月比2.4%増）、船員保険適用の船舶所有者数は6千（同1.4%減）、平成19年8月末現在の有効な印紙購入通帳数は2千（同12.0%減）となっている。

図I-1 政管一般被保険者数の推移

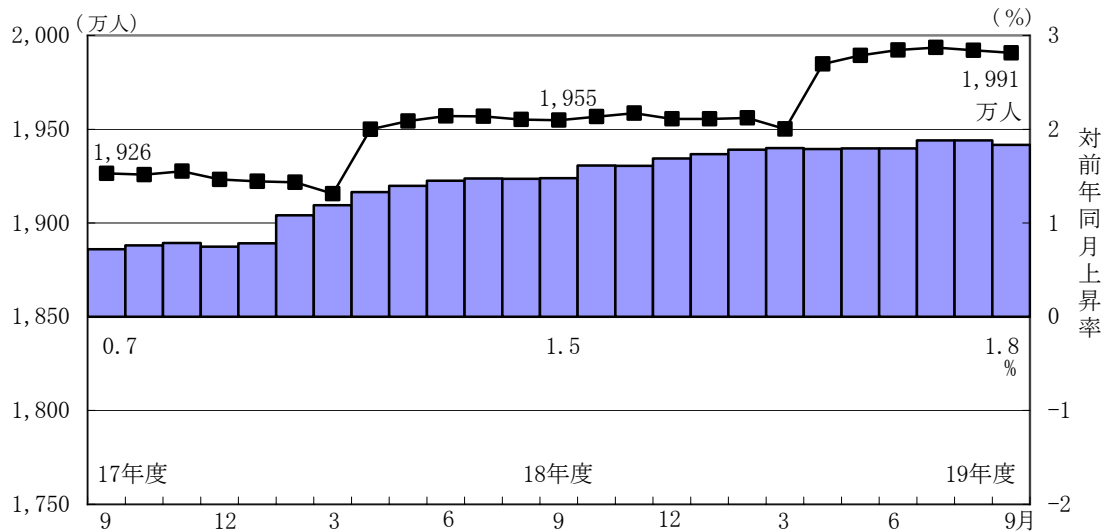


図 I - 2 法第3条第2項被保険者数の推移

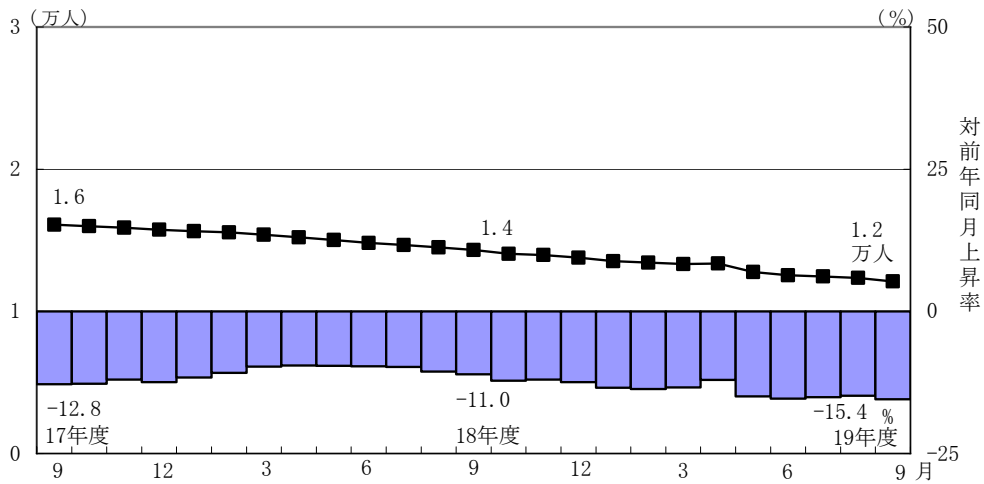
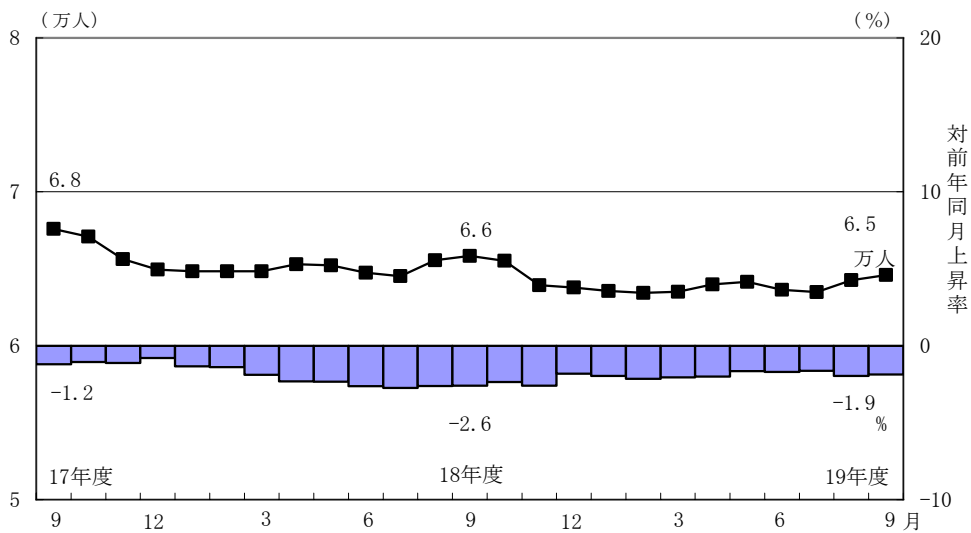


図 I - 3 船員保険被保険者数の推移



平成19年9月末現在の標準報酬月額の前平均は、政管健保28万7,312円（対前年同月比0.8%増）であり、船員保険39万2,800円（同2.8%増）である。また、法第3条第2項被保険者の平成19年8月末の賃金日額の前平均は1万3,980円（同8.1%増）である。

平成19年9月末現在の賞与の状況については、事業所数は政管健保4万6千か所、法第3条第2項被保険者13か所、船員保険の船舶所有者数27か所となっている。被保険者数は、政管健保50万5千人、法第3条第2項被保険者111人、船員保険238人となっており、標準賞与額の前平均は、政管健保24万3千円、法第3条第2項被保険者2万1千円、船員保険20万9千円となっ

ている。

各医療保険に加入している平成19年9月末現在の介護保険第2号被保険者数は、政管健保1,304万6千人（対前年同月比1.6%増）、法第3条第2項被保険者1万人（同24.5%減）、船員保険7万2千人（同3.2%減）である。

平成19年9月末現在の介護保険第2号被保険者の標準報酬月額の前平均は、政管健保31万8,050円（対前年同月比0.7%増）、船員保険42万0,612円（同3.1%増）である。また、法第3条第2項被保険者のうち、介護保険第2号被保険者の平成19年8月末の賃金日額の前平均は1万4,664円（同13.6%増）である。

(2) 給付状況

平成19年9月の保険給付費は、政管健保3,221億6千万円（対前年同月比0.7%減）、法第3条第2項被保険者分1億8千万円（同15.9%減）、船員保険19億1千万円（同3.2%減）である。被保険者1人当たり保険給付費は、政管健保1万6千円（同2.6%減）、法第3条第2項被保険者1万5千円（同0.8%減）、船員保険3万円（同1.4%減）である。

(3) 診療費の状況

平成19年9月の診療費（患者負担分、公費負担分を含む。）は、政管健保3,165億4千万円（対前年同月比1.7%減）、法第3条第2項被保険者分1億5千万円（同27.3%減）、船員保険16億3千万円（同1.3%減）である（第I-1表参照）。

第I-1表 制度別診療費の状況(平成19年9月)

| | 実 数 | | | 対前年同月増加率(%) | | |
|---------|--------|---------|---------|-------------|--------|--------|
| | 件 数 | 日 数 | 診療費 | 件 数 | 日 数 | 診療費 |
| | 千件 | 千日 | 千万円 | | | |
| 政管健保 | 19,308 | 35,587 | 31,654 | △ 2.6 | △ 5.3 | △ 1.7 |
| 法第3条第2項 | 8 | 19 | 15 | △ 24.1 | △ 25.8 | △ 27.3 |
| 組合健保 | 15,826 | 27,830 | 23,338 | △ 2.5 | △ 4.9 | △ 1.5 |
| 船員保険 | 81 | 165 | 163 | △ 5.6 | △ 7.2 | △ 1.3 |
| 共済組合 | 4,931 | 8,642 | 7,284 | △ 4.9 | △ 7.4 | △ 4.6 |
| 小 計 | 40,155 | 72,244 | 62,454 | △ 2.9 | △ 5.4 | △ 2.0 |
| 国 保 | 29,918 | 65,897 | 67,080 | △ 0.5 | △ 3.0 | 1.1 |
| 老人保健 | 19,468 | 58,535 | 71,419 | △ 6.9 | △ 8.4 | △ 3.6 |
| 合 計 | 89,540 | 196,675 | 200,953 | △ 3.0 | △ 5.6 | △ 1.6 |

(注) 1. 各制度とも審査支払機関からの報告による概数である。

2. 診療費は患者負担分及び公費負担分を含む。

3. 法第3条第2項被保険者には特別療養費を含む。

2. 政府管掌健康保険（一般被保険者）

(1) 適用状況

平成19年9月末現在の被保険者数1,990万8千人のうち、男子の被保険者数は1,238万6千人（対前年同月比1.5%増）、女子は752万2千人（同2.3%増）である。また、任意適用被保険者数は21万7千人（同2.1%増）で全体の1.1%である。

平成19年9月末現在の標準報酬月額の前平均は男子が32万8,641円（対前年同月比1%増）、女子が21万9,256円（同0.6%増）で、女子は男子の66.7%となっている。

平成19年9月末現在の被扶養者数は1,639万1千人で、扶養率は0.823である。

(2) 給付状況

平成19年9月の保険給付費は、3,221億6千万円（対前年同月比0.7%減）となっており、うち、医療給付費は2,959億3千万円（同0.6%減）で保険給付費の91.9%を占めている。また、傷病手当金は120億7千万円で保険給付費の3.7%を占めている。

(3) 診療費の状況

平成19年9月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。）の1人当たり診療費（患者負担分、公費負担分を含む。）は8,596円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。）の1人当たり診療費は8,720円、高齢受給者の1人当たり診療費は31,990円となっている。これを三要素に分解すると、受診率（千人当たり件数）は、被保険者が519.91、被扶養者が560.94、高齢受給者が1,381.94であり、1件当たり日数は、被保険者が1.81日、被扶養者が1.84日、高齢受給者が2.25日であり、1日当たり診療費は、被保険者が9,124円、被扶養者が8,450円、高齢受給者が10,291円である。

1人当たり診療費の対前年上昇率を被保険者、被扶養者別に入院についてみたものが図I-4であり、入院外についてみたものが図I-5である。

図 I - 4 政管健保 1人当たり診療費の対前年同月上昇率の推移
(入院:老人保健、高齢受給者を除く)

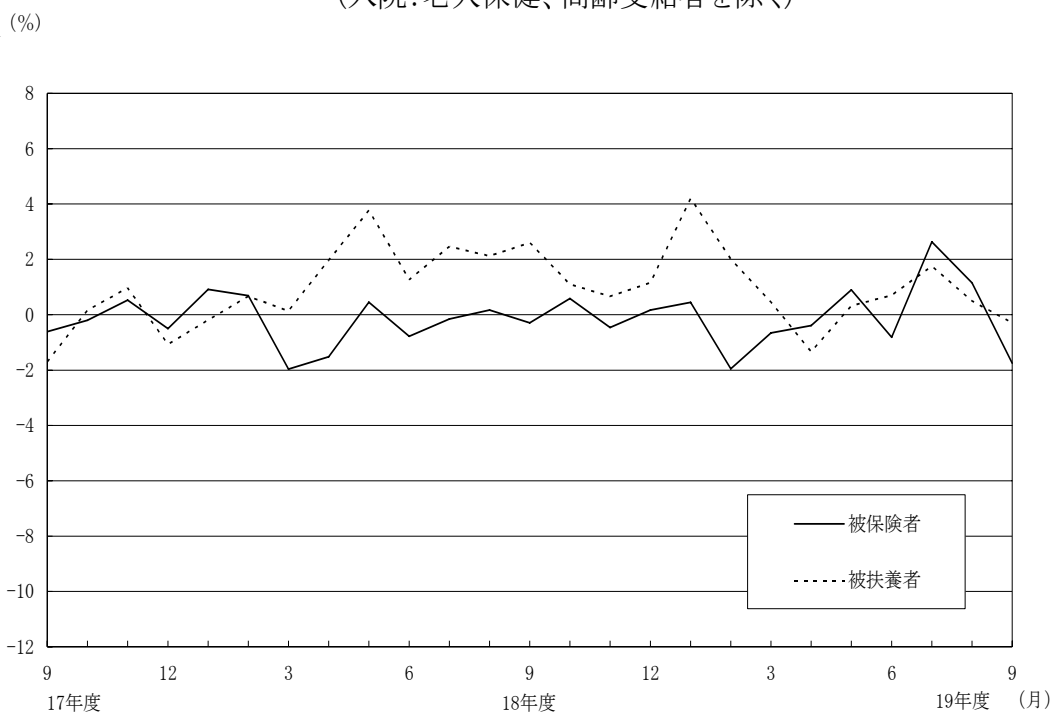
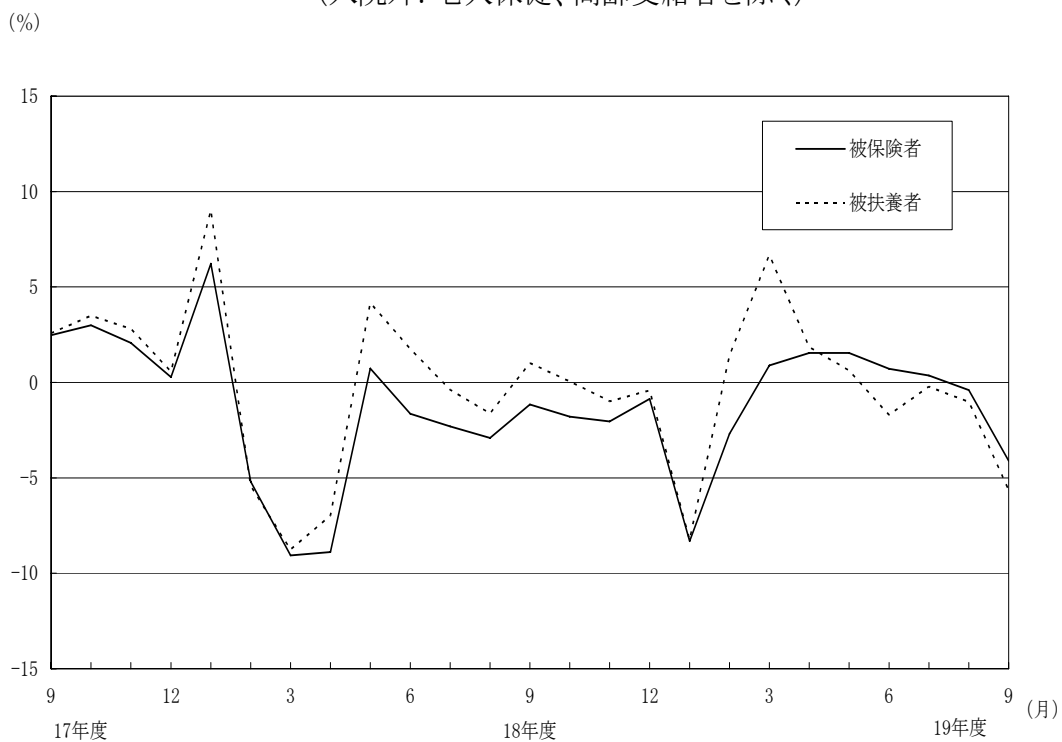


図 I - 5 政管健保 1人当たり診療費の対前年同月上昇率の推移
(入院外:老人保健、高齢受給者を除く)



3. 政府管掌健康保険（法第3条第2項被保険者）

(1) 適用状況

平成19年9月末現在の被保険者数1万2千人のうち男子は1万人（対前年同月比11.4%減）、女子は2千人（同28.4%減）である。

平成19年9月末現在の被扶養者数は8千人で、扶養率は0.694である。

(2) 給付状況

平成19年9月の保険給付費は、1億8千万円（対前年同月比15.9%減）となっており、うち、医療給付費は1億4千万円（同24.8%減）で保険給付費の79.1%を占めている。また、傷病手当金は4千万円で、保険給付費の19.6%を占めている。

(3) 診療費の状況

平成19年9月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。）の1人当たり診療費（患者負担分、公費負担分を含む。）は7,815円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。）の1人当たり診療費は5,758円、高齢受給者の1人当たり診療費は14,620円となっている。これを三要素に分解すると、受診率(千人当たり件数)は、被保険者が438.55、被扶養者が350.09、高齢受給者が624.76であり、1件当たり日数は、被保険者が2.27日、被扶養者が2.05日、高齢受給者が2.75日であり、1日当たり診療費は、被保険者が7,853円、被扶養者が8,009円、高齢受給者が8,522円である。

4. 船員保険

(1) 適用状況

平成19年9月末現在の被保険者数6万5千人を船舶種別ごとにみると汽船等が4万1千人（対前年同月比0.6%減）、漁船（い）が1千人（同1.5%減）、漁船（ろ）が2万人（同3.0%減）、疾病任意継続被保険者数は3千人（同12.3%減）である。

平成19年9月末現在の標準報酬月額を船舶種別ごとにみると、汽船等が41万3,808円（対前年同月比1.0%増）、漁船（い）が37万8,673円（同1.5%増）、漁船（ろ）が36万1,606円（同7.4%増）である。平成19年9月末現在の被扶養者数は9万7千人で、扶養率は1.494である。

(2) 給付状況

平成19年9月の保険給付費は、19億1千万円（対前年同月比3.2%減）となっており、うち、医療給付費は15億8千万円（同1.9%減）で、保険給付費の82.4%を占めている。また、傷病手当金は2億7千万円で、保険給付費の14.2%を占めている。

(3) 診療費の状況

平成19年9月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。）の1人当たり診療費（患者負担分、公費負担分を含む。）は10,868円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。）の1人当たり診療費は9,855円、高齢受給者の1人当たり診療費は31,672円となっている。これを三要素に分解すると、受診率（千人当たり件数）は、被保険者が463.57、被扶養者が563.52、高齢受給者が1,270.17であり、1件当たり日数は、被保険者が2.13日、被扶養者が1.93日、高齢受給者が2.52日であり、1日当たり診療費は、被保険者が10,999円、被扶養者が9,084円、高齢受給者が9,903円である。